# 人事院規則二―一一（交流審査会） （平成十一年人事院規則二―一一）

#### 第一条（設置及び所掌事務）

人事院に、交流審査会を置く。

##### ２

交流審査会は、人事院の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関し人事院に意見を述べるものとする。

###### 一

交流基準（官民人事交流法第五条第一項に規定する交流基準をいう。）の制定及び変更に関する事項

###### 二

人事交流（官民人事交流法第一条に規定する人事交流をいう。）の運用に関する事項

#### 第二条（組織）

交流審査会は、委員八人以内で組織する。

#### 第三条（委員）

委員は、行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、総裁が任命する。

##### ２

委員の任期は、二年とする。

##### ３

委員は、再任されることができる。

##### ４

委員は、非常勤とする。

#### 第四条（会長）

交流審査会に、会長一人を置く。

##### ２

会長は、委員が互選する。

##### ３

会長は、交流審査会の会務を総理し、交流審査会を代表する。

##### ４

会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

#### 第五条（部会）

交流審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

##### ２

部会に属すべき委員は、会長が指名する。

##### ３

部会に部会長を置く。

#### 第六条（交流審査会の庶務）

交流審査会の庶務は、人事院事務総局人材局企画課において処理する。

#### 第七条（雑則）

この規則に定めるもののほか、交流審査会及び部会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が交流審査会に諮って定める。

# 附　則

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一二年一〇月二四日人事院規則二―三―二一）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。